深川地域消費者被害防止ネットワーク情報 №28

平成30年6月21日

強引な買い取りにご注意を!

≪深川警察署からの情報提供です≫

6月に入り、深川警察署管内の家庭に「<u>服やバッグを</u> 買い取りたい」、「古いミシンを買い取ります」などと購 入をもちかける電話をして、訪問してくるという事案が 発生しています。

中には、<u>「服やバッグを買い取りたい」と言いなが</u>ら、宝石や貴金属を強引に買い取る業者もいます。

- ☆訪問販売や訪問購入については、業者側に申込書面や 契約書面の交付義務があるほか、書面を受領した日か ら8日以内は、クーリングオフ(申し込みの撤回、契 約の解除)が可能です。
- ☆強引な業者が訪問して困った場合は、**警察に110番 通報**してください。
- ☆訪問販売や訪問購入に関する相談は **深川地域消費者センター**(0164-26-2210) へお問い合わせください。

発行:深川地域消費者被害防止ネットワーク 庶務:深川市商工労政課